

辛富士栽培・加工研究会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は「辛富士栽培・加工研究会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、激辛とうがらし「辛富士」の生産・加工研究に取り組むと共に、辛富士を原料とした忌避剤の効果実証を行うことを目的とする。

(事務所)

第3条 本会の事務所は矢板市地域おこし協力隊（林業振興）の活動拠点（矢板市東泉 594-1）に置く。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の資質向上と相互の連携
- (2) 生産の安定を図るための栽培試験と技術普及
- (3) 辛富士の加工や辛富士を活用した商品開発
- (4) その他目的達成に必要な事業

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 本会の目的に賛同する者
- (2) 本会の目的及び事業に協力する者

(加入)

第6条 本会の会員になろうとする者は、加入申込書を本会に提出しなければならない。

2 本会は、前項の加入申込書の提出があったときは、役員会でその加入の諾否を決する。

(会費)

第7条 加入を承諾された者は、年会費1,000円を納入しなければならない。

2 年会費の払込みをした時に会員となる。但し、収益が得られるまで会費を徴しないものとする。

3 出荷関係については後日定めることとする。

但し、会員の年会費、分担金は毎年見直しをすることが出来る。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は、次の事由により資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 死亡
- (3) 役員会の決議により会員の資格を喪失した場合

第3章 役員

(役員)

第9条 本会の運営に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長1名
- (3) 会計1名
- (4) 事務局1名
- (5) 監事1名

但し、役職については兼務することが出来る。

(役員を選任)

第10条 役員は総会において会員の中より選任する。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、その業務を掌理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、また、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 会計は、本会の会計経理事務にあたる。
- 4 事務局は、本会の事務を処理する。
- 5 監事は、会計を監査する。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とし再任を妨げない。

第4章 会議

(会議)

第13条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第14条 総会は毎年1回開催し、必要に応じ臨時に開くことができる。

- 2 総会において、次の事項を議決する。
 - (1) 規約の改正
 - (2) 事業計画及び収支予算の承認
 - (3) 事業報告及び収支決算の承認
 - (4) 役員を選任
 - (5) その他の重要事項
- 3 会長は、毎事業年度1回通常総会を招集する。
- 4 総会は組合員の過半数以上の出席により成立し、決議は出席者の過半数以上をもって決議する。可否同数の場合は議長が決定する。
- 5 会長が議長となる。

(役員会)

第15条 役員会は会長が必要に応じて招集し本会の運営に関し重要事項を議決することができる。

第5章 会 計

(会 計)

第16条 本会の経費は、次の収入をもってあてる。

- (1) 会員の年会費、分担金
- (2) 補助金
- (3) 寄附金
- (4) その他の収入

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年の3月末日までとする。

第6章 雑 則

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が役員に諮り別に定める。

附 則

この規約は、令和5年度総会時から施行し、令和5年4月1日より適用する。